

吹田市公告第 364 号

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室窓口等業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 6 月 3 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室窓口等業務

2 業務概要

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室における窓口等業務（詳細は別紙仕様書のとおり）

3 履行期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日まで

（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

4 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）の登載事業者であり、参加希望種目において「その他の業務委託等」かつ取扱品目において「図書館整理」を登録している者であること。
- (3) 公告日から入札日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置、又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。
- (4) 本業務を履行可能とみなされる同等実績が、人口 20 万以上の自治体にある公共図書館において、令和 2 年度から令和 6 年度までの期間にあること。（履行終了日が上記

基準日を超えるものを含む。)

- (5) 大阪府内に事務所を有するか、又は受託後有する予定があること。
- (6) IS027001 認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。
- (7) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

5 入札参加資格の確認

本入札の参加希望者は、次の(1)に示す書類を提出し、入札参加資格を有することについて本市の確認を受けなければならない。

(1) 申請書類

- ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 公共図書館業務受託実績確認票（様式3）
- エ 登記の写し（様式2に記入した大阪府内所在地（上記4(5)の事務所の所在地）を示す箇所）
- オ 契約書の写し（様式3に記入した公共図書館業務の履行実績（上記4(4)の実績）を示す箇所）
- カ IS027001 登録証又はプライバシーマーク登録証の写し

(2) 申請書類の提出

ア 提出期間

令和7年6月3日（火）から令和7年6月24日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前10時から午後5時まで

イ 提出先

〒564-0072 吹田市出口町18番9号
吹田市立中央図書館 3階事務室

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

エ 申請書類の取得方法

吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入入札情報＞令和7年度（2025年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室窓口等業務に係る制限付一般競争入札の実施について）からダウンロードすること。

オ その他

- (ア) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ) 提出された申請書類は、返却しない。
- (ウ) 期限までに申請書類を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

(エ) 提出された申請書類は、申請者に無断で入札参加資格の確認以外に使用しない。

(オ) 申請書類に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

(3) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認については、申請書類の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和7年7月2日（水）までに、申請者に電子メールにより通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

6 質疑及び回答

(1) 質疑の受付期間

令和7年6月3日（火）から令和7年6月10日（火）正午まで

(2) 質疑の提出方法

質疑書を下記 22 のメールアドレスへ電子メールで提出すること。送信メールの件名は、【窓口業務質疑）事業者名+送信年月日】とすること。

(3) 回答方法

令和7年6月17日（火）午後5時までに、吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入入札情報＞令和7年度（2025年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室窓口等業務に係る制限付一般競争入札の実施について）に回答を掲載する。なお、質疑がなかった場合は掲載しない。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。仕様書等書類一式については、吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入入札情報＞令和7年度（2025年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室窓口等業務に係る制限付一般競争入札の実施について）からダウンロードすること。

8 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和7年7月9日（水）午前10時30分

(2) 入札場所

吹田市立中央図書館 4階集会室（吹田市出口町18番9号）

9 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札の開札を行った結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

- (3) 再度入札を行った場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低価格をもって入札した者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

10 入札の辞退

入札を辞退する場合は、上記入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

11 入札金額

- (1) 入札書の記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、契約期間に係る費用の総合計を算出すること。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

12 入札の保証

吹田市財務規則第 98 条の規定に基づき、免除とする。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として当該落札者の入札書記載金額を 1 年当たりの額に換算した額に消費税等相当額を加算した額の 100 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。

13 入札の無効

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 入札心得書に示した条件など、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件に該当する者がした入札
- (4) 入札時点において、参加資格を欠いた者がした入札

14 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

15 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第 10 条第 12 号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第 13 条に定める期間内に契約を締結しないとき

16 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、契約日までに提出すること。

17 契約の保証

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の 1 年当たりの額に消費税等相当額を加算した金額の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

18 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

19 契約予定日

令和 7 年 8 月 1 日（金）

20 予算の減額又は削減に伴う契約の解除等

この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削減があった場合、発注者はこの契約を変更又は解除することができる。

21 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書等の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。
- (3) 天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札を延期又は中止することがある。

22 問合せ先

吹田市教育委員会事務局 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館

山田駅前図書館 担当：佐野・大塚

〒565-0824 吹田市山田西4丁目2番43号

電話 (06)6816-7722

FAX (06)6816-7723

メールアドレス yamaekilib80@city.suita.osaka.jp